

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 5 年度）

令和 5 年 6 月 1 2 日
川崎市

特定事業の名称	堤根余熱利用市民施設整備事業
期 間	事業契約締結日から令和 2 6 年 3 月末まで（予定）
概 要	堤根余熱利用市民施設整備に係る設計、解体、建設、維持管理、運営等
公共施設等の立地	川崎市川崎区堤根 7 3 番 1
実施方針を策定する時期	令和 5 年 1 0 月

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定により公表するものです。